

期日報告書③

平成26年12月26日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合弘之
外10名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

1 期日 平成26年12月25日（木曜日）午後3時00分

東京地方裁判所103号法廷

第3回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護団11名

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 今回の訴訟活動

(1) 主張・証拠関係

当 方：平成26年12月25日付け準備書面（3）陳述

平成26年12月18日付け準備書面（4）陳述

平成26年12月18日付け準備書面（5）陳述

甲第11号証 提出

（但し、正式な取調べは次回期日以降に行うこととなります。以下、被告らの提出した証拠についても同様。）

平成26年12月25日付け証拠説明書（3） 提出

相手方（被告国）：平成26年12月25日付け第1準備書面 陳述

平成26年12月25日付け意見書 提出

乙第1号証～乙第7号証 提出

平成26年12月25日付け証拠説明書（1） 提出

相手方（被告電源開発）：平成26年12月18日付け準備書面2 陳述

丙第1号証～丙第2号証 提出

平成26年12月18日付け丙号証説明書 提出

4 期日の経過

まず裁判所は、当方に対して、次回期日までに、被告国及び被告電源開発が提出した準備書面に対する反論書面を提出するように指示しました。

次に裁判所は、今後の進行について、裁判所としては本案前の主張についての判断を留保した上で、本案の審理に進みたいと考えている旨意見を述べました（ただし、最終的な方針は、当方が提出する準備書面を踏まえて決定したいとのことです。）。

当該方針を前提に裁判所は、被告国及び被告電源開発に対して、次回期日までに、本案の主張を準備するために必要となる準備期間を検討するように指示しました。

併せて裁判所は、当方に対して、次回期日までに、本件で争点となると考えられる問題点を整理するように指示し、裁判所としては、当該争点整理案をもとに、今後の訴訟進行の方針を協議したいと考えている旨述べました。

上記裁判所の方針に対して当方（井戸弁護士）は、①被告電源開発が大間原子力発電所に係る新規制基準への適合性審査の申請したことを指摘した上で、早期に本案の審理に入ることを希望すること、②他方で本案前の主張については、現在、学者に意見書の作成を依頼しており、次回期日までに、本案前の問題点についてすべての主張を尽くすことが難しいと意見を述べました。

これに対して裁判所は、本案前の主張について、次回期日までに本案前の主張を全部

尽くすという趣旨ではないので、当方の意見をすべて主張する必要はなく、可能な範囲で被告国及び被告電源開発が提出した準備書面に対する反論書面を提出するように指示しました。また、次回期日以降も反論を提出してよい旨述べました。

次に当方（内山弁護士）は、本件については、地震動の点が重要な争点を形成すると考えていること、被告電源開発の今回の申請において、従来の基準地震動の計算方法を変えていると思われるので、今後、上記問題点について最新の知見を踏まえて当方の考え方を明らかにしたいと考えていると意見を述べました。

これに対して裁判所は、準備書面（5）において地震動の問題点の指摘がなされていることは認識していると述べた上で、裁判所としては、まずは審理の大枠を設定した上で、主張整理を進めたいと考えていると述べました。よって、並行して準備するのは構わないが、次回期日では争点となる項目建ての提出を限度とするように求めました。

次に裁判所は、被告国より証拠の提出方法について意見書が提出されていることを指摘した上で、当方及び被告電源開発に対して意見を求めました。

これに対して当方は、前日期日で裁判所が提案した方法であれば問題が無いと考えるが、他方で被告国の提案では、整理が煩雑に過ぎるとの印象を持っていると回答しました。その上で被告国に対して、主張整理の簡便さを踏まえて、裁判所の提案に従うように要望しました。

以上を受けて裁判所は、証拠の提出方法については、最終的には、各当事者の意向に従うほかないと考えていると述べた上で、双方の意見を踏まえて、裁判所の提案を出したいと述べました（【書証符号付け方】参照）。

また、それぞれ書証符号のつけ方を決めたら、口頭弁論調書に添付する形で整理したので、書証符号について説明した書面を提出するように求めました。

なお、書証符号が確定したら、すでに提出済みの証拠説明書の再提出および、準備書面で引用している書証符号については、訂正の準備書面を提出するように求めました。

以上を整理した上で裁判所は、書面の提出期限を平成27年3月12日、次回期日を平成27年3月19日と指定して、本期日は終了しました。

5 次回期日

日時 平成27年3月19日（木曜日）午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第4回口頭弁論期日

*次回口頭弁論期日において、今後の審理計画にもとづいて、次々回期日以降の期日が指定される予定です

以上